

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	富士市 個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税課税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和8年6月19日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の内容	【概要】 ・富士市では、個人住民税を賦課するにあたり、地方税法その他地方税に関する法律及び条例に基づき住民や給与支払者から給与支払報告書や申告書等の課税資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報把握をしている。 ・把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課決定を行い、通知する。賦課決定時または賦課決定した後においても、必要に応じ賦課更正を行い、公正・公平な賦課決定を行う。 【内容】 ・課税対象者情報の準備。 ・課税資料の受理。 ・他自治体への税務調査の実施、他自治体からの調査回答。 ・個人住民税の賦課決定・賦課更正、及び課税決定者、給与支払者、年金支払者へ税額の通知。 ・給与支払者等からの各種申請、届出書の受理。 ・住登外課税に伴う他自治体への通知。 ・個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知。 ・他市課税者への資料回送。 ・賦課情報に基づく所得・課税証明発行
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	①納税義務者把握機能：課税対象となる納税義務者（給報提出事業所含む）を把握する機能。 ②申告書登録機能：課税対象者から申請される申告書等（課税資料）をシステムに登録する機能。 ③当初賦課機能：登録されている資料情報から対象年度の賦課を決定する機能。 ④賦課更正機能：課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能。 ⑤課税整理・調査機能：扶養関係情報が未特定の対象者を調査する機能。 ⑥庁外向け資料作成機能：294通知など庁外向けの資料を作成する機能。 ⑦証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向けに発行する機能。 ⑧統計管理機能：個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能。 ⑨他システム連携機能：収納・滞納システムやイメージ管理システム等と連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（申告支援システム、証明書自動交付機システム等）
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	①住登者宛名管理機能：住登者を住基システムより連携、管理する機能。 ②住登外・事業所宛名管理機能：住登外・事業所宛名を登録・修正する機能。 ③共有宛名管理機能：共有代表者の宛名を登録・修正する機能。 ④送付先管理機能：現住所と異なる送付先を登録・修正する機能。 ⑤納税関係者管理機能：相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能。 ⑥連絡先管理機能：電話番号等の連絡先を登録・修正する機能。 ⑦口座管理機能：振替口座・還付口座を登録・修正する機能。 ⑧世帯管理機能：住登外者を世帯に加入・脱退する機能。 ⑨他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能。 ・個人番号 対象者を正確に把握するために保有する。 ・その他識別情報(内部番号) 富士市において、個人を識別するためにシステム独自の識別番号(宛名コード)を保有する。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等) 賦課期日時点の居住地、世帯情報の把握、税額通知書等を発送するために保有する。 ・その他住民票関係情報 対象者の扶養関係等を把握するために保有する。 ・国税関係情報、地方税関係情報 賦課の根拠となる情報として保有。 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 社会保険料控除を正確に算出するために保有する。 ・障害者福祉関係情報 障害者控除及び非課税者の抽出のために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 非課税者の抽出、減免対象者の抽出を行うために保有する。 ・年金関係情報 市・県民税の算出及び年金特徴を行うかの判定等を行うため保有する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	①申告準備：宛名、賦課資料、事業所、給報、公的年金、国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料の収納情報などの各データセットアップ機能。 ②申告受付：所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能。 ③未申告者管理：未申告者の抽出・更新・印刷機能。 ④国税連携：国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能。 ⑤課税資料管理：課税資料のイメージ表示・印刷機能 ⑥課税用データ作成：課税資料の合算、論理チェックを行い、課税用データを個人住民税システムへ移出す機能。 ⑦アノテーション管理：課税資料イメージにメモやマーカーを添付する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ⑥申請管理機能:電子申告された住民税申告書データのダウンロードを行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバ)
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①付与管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人識別子である「付与」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))
システム6～10	

システム6		
①システムの名称	eLTAXシステム	
②システムの機能	提出が義務付けられている給与支払報告書又は年金支払報告書を電子データで受信し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。データの連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 個人住民税申告を受信し、マイナポータル申告管理や、番号連携サーバに連携する。 ・給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能。 ・特別徴収税額通知データの送信機能。 ・申告データ審査・照会機能。 ・申請、届出データ審査・照会機能。 ・特別徴収税額収納情報受信機能。 ・個人住民税申告の受信機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （申告支援システム、マイナポータル申告管理、番号連携サーバ）	
システム7		
①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から地方税共同機構を経由して各地方公共団体へ専用回線で送信する。 ・確定申告データ(eTAXデータ、KSKデータ)、法定調書ダウンロード機能。 ・確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能。 ・確定申告等の検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能。 ・団体間回送機能。 ・国税庁へ扶養は正データ等を送信する機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （申告支援システム）	
システム8		
①システムの名称	マイナポータル申請管理	
②システムの機能	電子申告された住民税申告書データのダウンロードを行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （eLTAXシステム）	
システム11～15		
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1,2,3,4,5,7,11,33,15,20,37,42,48,57,58,59,63,64,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富士市 財政部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で住民基本台帳に登録されており、個人番号を有する者 及び 住民基本台帳に登録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者。
その必要性	市・県民税において公正・公平な課税を行うために、特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号 対象者を正確に把握するために保有する。 ・その他識別情報(内部番号) 富士市において、個人を識別するためにシステム独自の識別番号(宛名コード)を保有する。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等) 賦課期日時点の居住地、世帯情報の把握、税額通知書等を発送するために保有する。 ・その他住民票関係情報 対象者の扶養関係等を把握するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	富士市 財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳システム、統合端末)
③使用目的 ※		・番号を利用した本人特定の実施 ・個人番号が付与されている対象者の基本情報(名称、住所、生年月日など)を情報提供ネットワークへ提供するため。
④使用の主体	使用部署	富士市 財政部 市民税課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認及び本人特定。 ②番号法第19条 別表第2の事務における各種帳票への個人番号の記載。 ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせを基に宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。 ④住民登録者の再転入、住民登録外者の転入時などの同一人であることを識別キーとして利用。 ⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用。 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
	情報の突合	・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを宛名コードを基に突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを宛名コードを基に突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(1) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	宛名システムの保守・運用
-------	--------------

①委託内容 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、スケジュール調整や帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出

②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	------------------	---

③委託先名 NTT西日本株式会社 静岡支店

④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----------	--------------------------------

再委託	
⑤再委託の許諾方法	当該事業者名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該事業者との契約内容について、事前に書面にて承認

⑥再委託事項	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、スケジュール調整や帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出
--------	---

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (29) 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条別表に記載の事務を行う部署
①法令上の根拠	別紙1参照
②移転先における用途	別紙1参照
③移転する情報	「2. 基本情報④記録される項目」のうち、個人番号、その他の識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	宛名システムに登録されている住民登録者、住民登録外者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (別紙1参照) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で住民基本台帳に登録されており、個人番号を有する者 及び 住民基本台帳に登録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者。
その必要性	市・県民税において公正・公平な課税を行うために、特定個人情報を保有する。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号 対象者を正確に把握するために保有する。 ・その他識別情報(内部番号) 富士市において、個人を識別するためにシステム独自の識別番号(宛名コード)を保有する。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等) 賦課期日時点の居住地、世帯情報の把握、税額通知書等を発送するために保有する。 ・その他住民票関係情報 対象者の扶養関係等を把握するために保有する。 ・国税関係情報、地方税関係情報 賦課の根拠となる情報として保有。 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 社会保険料控除を正確に算出するために保有する。 ・障害者福祉関係情報 障害者控除及び非課税者の抽出のために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 非課税者の抽出、減免対象者の抽出を行うために保有する。 ・年金関係情報 市・県民税の算出及び年金特徴を行うかの判定等を行うため保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	富士市 財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国税連携システム、eLTAX審査システム)
③使用目的 ※		市・県民税において公正・公平な課税を行うために、特定個人情報を保有する。
④使用の主体	使用部署	富士市 財政部 市民税課
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【課税準備事務】 ①住民税申告書に個人番号を出力する。 【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 他市町村への回送資料に個人番号を出力する。 【当初賦課決定事務】 ①特別徴収の税額決定通知書に個人番号を出力する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①特別徴収の税額決定通知書に個人番号を出力する。 【調査事務】 ①扶養照会文書に個人番号を出力する。 ②税務署連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 【照会事務】 ①納税者からの問い合わせや申請に対して、個人番号を用いて本人確認を行う。
情報の突合		・国税関係情報、地方税関係情報から得られた内容と本人の申告内容を突合して賦課決定等をを行う。 ・障害者関係情報や生活保護関係情報を突合して賦課の決定を行う。 ・医療保険情報、介護保険情報と突合し、賦課の決定を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	個人住民税管理システム等の保守・運用	
①委託内容	個人住民税管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、課税資料のデータ化作業及び納税通知書の作成、封入、封かん、発送作業や職員からの問い合わせに対する調査	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	NTT西日本株式会社 静岡支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業者名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該事業者との契約内容について、事前に書面にて承認
	⑥再委託事項	個人住民税管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、課税資料のデータ化作業及び納税通知書の作成、封入、封かん、発送作業や職員からの問い合わせに対する調査
委託事項2～5		
委託事項2	eLTAX審査システム保守管理	
①委託内容	eLTAX審査システムの保守管理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (60) 件 ☒ 移転を行っている (33) 件 ☐ 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表提供先一覧を参照
①法令上の根拠	(別紙2)提供先一覧に記載
②提供先における用途	(別紙2)提供先一覧に記載
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税管理ファイルに記載されているもののうち提供先において必要となる者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び賦課更新毎(月1回)
提供先2～5	
提供先2	給与支払者
①法令上の根拠	地方税法第321条の4、番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額通知書に記載された個人番号をもとに個人特定を行う
③提供する情報	特別徴収税額通知書に記載された個人番号をもとに個人特定を行う
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特徴対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX) ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎月1回

提供先3	年金支払者
①法令上の根拠	地方税法第321条の7の2、番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特徴回付情報に個人番号が付与されるため、その個人番号を使用して個人特定を行う
③提供する情報	年金特徴情報(依頼情報、天引結果情報、中止情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の候補者として送られてきた対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	庁内連携システム等を介して移転する移転先については、別表移転先一覧を参照
①法令上の根拠	(別紙3)移転先一覧に記載
②移転先における用途	(別紙3)移転先一覧に記載
③移転する情報	個人住民税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	宛名システムに登録されている住民登録者、住民登録外者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (別紙3参照 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 個人住民税特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 年度、3. 宛名コード、4. 宛名区分、5. 賦課期日区分、6. 性別、7. 生年月日、8. 世帯コード、9. 続柄コード、10. 生活保護該当区分、11. 本人専従区分、12. 事業所家屋敷区分、13. 被扶養区分、14. 障害者区分、15. 寡婦区分、16. 寡夫区分、17. 個人コメント1、18. 個人コメント2、19. 個人コメント3、20. 個人コメント4、21. 賦課氏名カナ、22. 賦課氏名漢字、23. 賦課住所区分、24. 賦課住所コード、25. 賦課住所番地、26. 賦課住所枝番、27. 賦課住所小枝番、28. 賦課住所、29. 賦課住所方書、30. 新規フラグ、31. 配偶者宛名コード、32. 徴収希望、33. 納通発送区分、34. 納通発送日、35. 市申送区分、36. 未申告区分、37. 294条通知日、38. 通報年月日、39. 扶養照会区分、40. 扶養照会年月日、41. 申告書発送済区分、42. 国保加入区分、43. 世帯外被扶養区分、44. 主宛名コード、45. 主世帯コード、46. 被扶養専従者区分、47. 被扶養区分、48. 消除区分、49. 被扶養専従異動事由、50. 異動年月日、51. 更新年月日、52. 更新時分、53. 更新職員番号、54. 特別徴収義務者コード、55. 年金保険者用整理番号1、56. 年金保険者用整理番号2、57. 特徴税額通知一作成日、58. 特徴税額通知一対象者情報、59. 年金特徴予定額10月、60. 年金特徴予定額12月、61. 年金特徴予定額2月、62. 年金特徴予定額4月、63. 年金特徴予定額6月、64. 年金特徴予定額8月、65. 税額通知結果一受領日、66. 税額通知結果一処理結果、67. 徴収結果一10月受領日、68. 徴収結果一10月各種区分、69. 徴収結果一12月受領日、70. 徴収結果一12月各種区分、71. 徴収結果一2月受領日、72. 徴収結果一2月各種区分、73. 徴収結果一4月受領日、74. 徴収結果一4月各種区分、75. 徴収結果一6月受領日、76. 徴収結果一6月各種区分、77. 徴収結果一8月受領日、78. 徴収結果一8月各種区分、79. 停止通知一作成日、80. 停止通知一各種区分、81. 停止結果一受領日、82. 停止結果一処理結果、83. 特定誤りフラグ、84. 賦課連番、85. 徴収区分、86. 賦課レコード状態、87. 処理コード、88. 更正事由、89. 異動年月日、90. 済期、91. 開始期、92. 済月、93. 開始月、94. 優先資料区分、95. 優先資料番号、96. 給与合算区分、97. 受給者番号、98. 非課税区分、99. 控対配、100. 配特区分、101. 扶養同老人数、102. 扶養老人数、103. 扶養他人数、104. 扶養特定人数、105. 障害同特人数、106. 障害特人数、107. 障害他人数、108. 扶養配含区分、109. 本人特障、110. 本人他障、111. 夫あり、112. 未成年、113. 老年者、114. 寡婦一般、115. 寡婦特別、116. 寡夫、117. 勤労学生、118. 本人専従、119. 事業所家屋敷、120. 均等割区分、121. 本人希望徴収区分、122. 青色申告区分、123. 専従配偶者、124. 専従他人数、125. 生活保護取扱区分、126. 次年度市申送、127. 特徴給報資料番号、128. 減免率1期、129. 減免率2期、130. 減免率3期、131. 減免率4期、132. 減免率随1、133. 減免率随2、134. 減免開始日、135. 変更納期限1期、136. 変更納期限2期、137. 変更納期限3期、138. 変更納期限4期、139. 変更納期限随1、140. 変更納期限随2、141. 確定延滞金計算区分、142. 決定日、143. オンライン決定フラグ、144. 通知書番号、145. 各所得・控除(※)件数、146. 各所得・控除(※)区分、147. 各所得・控除(※)額、148. 月割額、149. 月別特徴指定番号、150. 月別特徴個人番号、151. 期割額、152. 警告コード(賦課)、153. エラーコード(賦課)、154. 還付加算金起算日設定、155. 住宅特定取得以外、156. 居住年月日、157. 計算値老年者区分、158. 変更納期限随3、159. 変更納期限随4、160. 減免割合、161. 減免理由、162. 税移減税区分、163. 年金特徴計算、164. 年金特徴停止月、165. 本徴収停止依頼日、200. 課税年度、201. 過年度連番、202. 過年度枝番、203. 調定年度、204. 過年度増分税額、205. 過年度納期限、206. 過年度通知日、207. 変更納期限、208. 賦課連番、209. メモ内容、210. 住登地住所コード、211. 住登地住所、212. メモ本年度のみ、213. 報告人数、214. 納入書発送区分、215. 納通等返送区分、216. 納通等返送日、217. 納特区分、218. 納特開始年月、219. 納特終了年月、220. 非課税人数、221. 普徴区分、222. 通知書出力区分、223. 個人番号配番区分、224. 官公庁区分、225. 総括表訂正有無、226. 給報受付日、227. 事業所異動事由、228. 特徴最終個人番号、229. 特徴月割額、230. 特徴月別人員、231. 月割充当額、232. 納税者ID、233. メモ内容、234. 従業員状態、235. 停止事由、236. 停止月、237. 仮徴収4月、238. 仮徴収6月、239. 仮徴収8月、240. 前年徴収10月、241. 前年徴収12月、242. 前年徴収2月、243. 依頼年月日、244. 当初確定フラグ、245. プリントフラグ、246. ひとり親区分、247. 同一生計配偶者、248. 扶養年少人数、249. 総括表発送区分、250. 受取方法、251. 特親対象区分、252. 特定親族主宛名コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜住民税課税データ＞各所得・控除(※)

300. 決定日、301. 収入情報、302. 給与収入、303. 専従給与収入、304. 公的年金収入、305. 総合雑、306. 所得情報、307. 営業所得、308. 農業所得、309. 他事業所得、310. 不動産所得、311. 利子所得、312. 配当所得、313. 投信配当所得、314. 雑所得、315. 一時所得一特後、316. 総短所得一特後、317. 総長所得一特後、318. 譲渡一時所得、319. 超短土地所得雑所得、320. 土地等所得、321. 分短一般一特後、322. 分短軽減一特後、323. 分長一般一特後、324. 分長特定一特後、325. 分長軽減一特後、326. 分長軽減一特後、327. 山林所得一特後、328. 退職所得、329. 譲渡益、330. 外貨建て証券投信、331. その他証券投信、332. 商品先物取引、333. 変動所得、334. 臨時所得、335. 変超所得、336. 変動臨時前年、337. 変動臨時前前年、338. 免税所得、339. 肉牛売却所得、340. 肉牛売却価額、341. 国外配当、342. 少額配当所得、343. 非課税所得、344. 上場株式等譲渡、345. 分長譲渡特定居住、346. 分離配当所得、347. 繰越損失一配当、348. 繰越損失一先物取引、349. 所得情報一特前、350. 総合譲渡一特前、351. 一時所得一特前、352. 分短一般一特前、353. 分短軽減一特前、354. 分長一般一特前、355. 分長特定一特前、356. 分長軽減一特前、357. 分長軽減一特前、358. 山林所得一特前、359. 株式譲渡一特前、360. 繰越損失一特定投資株式、361. 災害減免額、362. 基準所得税額、363. 分離譲渡条文領域、364. 分短一般一条文、365. 分短軽減一条文、366. 分長一般一条文、367. 分長特定一条文、368. 分長軽減一条文、369. 分長軽減一条文、370. 繰越損失一総所得、371. 繰越損失一超短期、372. 繰越損失一土地等、373. 繰越損失一分短、374. 繰越損失一分長、375. 繰越損失一山林、376. 繰越損失一株式、377. 繰越損失一特定居住、378. 繰越損失一雑、379. 総合譲渡短一特控、380. 総合譲渡長一特控、381. 政党等寄付金控除等、382. 特定支出控除額、383. 専従控除合計、384. 所得金額調整控除、385. 雑損控除、386. 医療費控除、387. 社会保険料控除、388. 共済等掛金控除、389. 寄付金控除、390. 一般生保所得税控除、391. 一般生命保険支払、392. 生保額所得税控除、393. 個人年金支払、394. 損保長期支払、395. 損保短期支払、396. 生命保険料控除民税入力、397. 損害保険控除民税入力、398. 配偶特別控除民税入力、399. 医療費支払額、400. 地震保険料支払額、401. 人的控除の差の合計、402. 所得税控除情報、403. 損害保険控除、404. 所得税寄付金控除、405. 所得税配特控除、406. 住宅取得控除、407. 配当控除、408. 外国税額控除、409. 個人年金所得税控除、410. 損保長期所得税控除、411. 損保短期所得税控除、412. 投資リース控除、413. 耐震改修特別控除、414. 地震保険控除国、415. 電子証明書等特別控除、416. 住宅特別控除可能額、417. 還付金額、418. 調整控除市、419. 調整控除県、420. 配当割額控除額、421. 株式等譲渡所得割額控除額、422. 配偶者合計所得、423. 差引所得税額、424. 所得税額、425. 給与所得、426. 公的年金所得、427. 適用控除情報、428. 生命保険料控除、429. 障害者控除、430. 寡婦控除、431. 寡夫控除、432. ひとり親控除、433. 勤労学生控除、434. 配偶者控除、435. 配偶特別控除、436. 扶養控除、437. 基礎控除、438. 一般生保民税控除、439. 個人年金民税控除、440. 損害保険民税控除、441. 損保長期民税控除、442. 損保短期民税控除、443. 地震保険民税控除、444. 地震分民税控除、445. 住宅特別控除見込額、446. 特定一般医薬品等、447. 住宅特別控除市、448. 住宅特別控除県、449. 税源移譲控除調整前市、450. 税源移譲控除調整前県、451. 税源移譲控除調整後市、452. 税源移譲控除調整後県、453. 適用控除合計、454. 本人勤労所得、455. 本人不労所得、456. 翌年度繰越損失、457. 総所得、458. 非課税判定所得計、459. 課税所得計、460. 総所得金額等、461. 扶養判定所得計、462. 所得情報一繰後、463. 超短土地一繰後、464. 土地等一繰後、465. 分短一般一繰後、466. 分短軽減一繰後、467. 分長一般一繰後、468. 分長特定一繰後、469. 分長軽減一繰後、470. 分長軽減一繰後、471. 山林一繰後、472. 譲渡益一繰後、473. 退職一繰後、474. 商品先物一繰後、475. 総所得一課税、476. 超短土地一課税、477. 土地等一課税、478. 分短一般一課税、479. 分短軽減一課税、480. 分長一般一課税、481. 分長特定一課税、482. 分長軽減一課税、483. 分長軽減一課税、484. 山林所得一課税、485. 証券所得一課税、486. 退職所得一課税、487. 商品先物一課税、488. 上場株式一課税、489. 分離配当一課税、490. 上場株式一繰後、491. 総所得市一算出税額、492. 総所得県一算出税額、493. 超短土地市一算出税額、494. 超短土地県一算出税額、495. 土地等市一算出税額、496. 土地等県一算出税額、497. 分短一般市一算出税額、498. 分短一般県一算出税額、499. 分短軽減市一算出税額、500. 分短軽減県一算出税額、501. 分長一般市一算出税額、502. 分長一般県一算出税額、503. 分長特定市一算出税額、504. 分長特定県一算出税額、505. 分長軽減市一算出税額、506. 分長軽減県一算出税額、507. 分長軽減市一算出税額、508. 分長軽減県一算出税額、509. 山林所得市一算出税額、510. 山林所得県一算出税額、511. 肉売価額市一算出税額、512. 肉売価額県一算出税額、513. 証券所得市一算出税額、514. 証券所得県一算出税額、515. 退職所得市一算出税額、516. 退職所得県一算出税額、517. 商品先物市一算出税額、518. 商品先物県一算出税額、519. 上場株式市一算出税額、520. 上場株式県一算出税額、521. 配当割額控除額市、522. 配当割額控除額県、523. 株譲渡所得割額控除額市、524. 株譲渡所得割額控除額県、525. 控除不足額市、526. 控除不足額県、527. 配当控除市、528. 配当控除県、529. 所得割調整情報、530. 所得割調整市、531. 所得割調整県、532. 差引所得割情報、533. 差引所得割市、534. 差引所得割県、535. 外国税額控除情報、536. 外国税額控除市、537. 外国税額控除県、538. 年税額、539. 年税所得割市、540. 年税所得割県、541. 年税均等割市、542. 年税均等割県、543. 特徴税額、544. 特徴所得割市、545. 特徴所得割県、546. 特徴均等割市、547. 特徴均等割県、548. 普徴税額、549. 普徴所得割市、550. 普徴所得割県、551. 普徴均等割市、552. 普徴均等割県、553. 森林環境税、554. 普徴森林環境税、555. 特徴森林環境税、556. 年金特徴森林環境税、557. 普徴変更前年特森林環境税、558. 減免前森林環境税、559. 森林環境税減免額、560. 森林環境税非課税区分、561. 定額減税対象人数、562. 定額減税額市、563. 定額減税額県、564. 定額減税前所得割市、565. 定額減税前所得割県、566. 年特定額減税前年税額、567. 特定親族人数

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システムのソフトウェアにおける措置> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 <宛名システムの運用における措置> ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 ・特定個人情報の提供の禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	再委託先の事業者においても委託先と同等の義務を課す規定がある。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、系統的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転は行われないことがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号が表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ＜個人住民税システムの運用における措置＞ ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・課税資料からの入手（紙、電子データ） 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 ・対象者以外の情報を不用意に入手しないよう職員に対する教育（住基CSオンライン端末による住登外者調査など）を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 ・特定個人情報の提供の禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	再委託先の事業者においても委託先と同等の義務を課す規定がある。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。			
・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。			
・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	富士市 財政部 市民税課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	富士市 財政部 市民税課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I 基本情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するファイル ②事務の 内容【内容】	—	・賦課情報に基づく所得・課税証明発行	事後	記載内容の追加
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム1 ②他のシステムとの接続	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム2 ②システムの機能	⑨納税組合管理機能：納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能。	—	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム2 ②システムの機能	⑩他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能。	⑨他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能。	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム2 ②他のシステムとの接続	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム3 ②システムの機能	①申告準備：宛名、賦課資料、事業所、給報、公的年金、農業などの各データセットアップ機能。	①申告準備：宛名、賦課資料、事業所、給報、公的年金、国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料の収納情報などの各データセットアップ機能。	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム3 ②システムの機能	—	⑥課税用データ作成：課税資料の合算、論理チェックを行い、課税用データを個人住民税システムへ移出する機能。 ⑦アノテーション管理：課税資料イメージにメモやマーカーを添付する機能	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム6 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織名称の変更

令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム6 ②システムの機能	—	・特別徴収税額収納情報受信機能。	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム7 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織名称の変更
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム7 ②システムの機能	・確定申告データ(eTAXデータ、KSKデータ)ダウン ロード機能。	・確定申告データ(eTAXデータ、KSKデータ)、法定 調書のダウンロード機能。	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム7 ②システムの機能	—	・国税庁へ扶養是正データ等を送信する機能。	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 基本情報 3.特定個人情報 ファイル名 4個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表 第1 16の項	●行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条	事後	記載内容の修正

令和2年12月25日	I 基本情報 3.特定個人情報 ファイル名 5情報提供ネット ワークシステムによる情報連携 ※ 法令上の根拠	・番号法第19条 別表第2 27の項 (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱 の委託 委託事項1宛名システムの保 守・運用 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	記載内容の修正

令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名特定個人情報ファイル 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている (23)件	[○]移転を行っている (29)件	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)個人住民税特定個人情報ファイル 3.特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元 委託事項1宛名システムの保守・運用 ②委託先における取扱者数	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金支払者(日本年金機構))	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)個人住民税特定個人情報ファイル 3.特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元 委託事項1宛名システムの保守・運用 ②委託先における取扱者数	[]民間事業者()	[○]民間事業者(給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く))	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)個人住民税特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1個人住民税管理システムの保守・運用 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	100人以上500人未満	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)個人住民税特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項2eLTAX審査システムの保守・運用 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	記載内容の修正

令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている (23)件	[○]提供を行っている(60)件 [○]移転を行っている (33)件	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	145. 所得控除件数(賦課)、146. 所得控除区分(賦課)、147. 所得控除額(賦課)	145. 各所得・控除件数(賦課)、146. 各所得・控除区分(賦課)、147. 各所得・控除額(賦課)	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	166. 扶養年少人数、167. 扶養成年人数、168. 資料区分、169. 資料番号、170. 乙欄区分、171. 中途就退区分、172. 中途就退年月日、173. 課税対象外区分、174. 電話番号、175. 所得控除件数(資料)、176. 所得控除区分(資料)、177. 所得控除額(資料)、178. 専従者生年月日、179. 専従者給与額、180. 専従者宛名コード、181. 専従者個人番号、182. 配偶者生年月日、183. 配偶者宛名コード、184. 配偶者個人番号、185. 扶養者生年月日、186. 扶養者宛名コード、187. 扶養者個人番号、188. 扶養者控除額、189. 警告コード(資料)、190. エラーコード(資料)、191. 摘要欄存在フラグ、192. 扶養年少人数、193. 年少扶養生年月日、194. 年少扶養宛名コード、195. 年少扶養個人番号、196. 扶養成年人数、197. 成年扶養生年月日、198. 成年扶養宛名コード、199. 給報摘要欄、	—	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	—	246. ひとり親区分、247. 同一生計配偶者、248. 扶養年少人数、249. 総括表発送区分、250 受取方法	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	—	<住民税課税データ> 各所得・控除(※)各項目	事後	記載内容の修正

令和2年12月25日	V評価実施手続①実施日	2015/12/31	2020/12/25	事後	評価再実施
令和3年9月1日	I 基本情報 3.特定個人情報 ファイル名 5情報提供ネット ワークシステムによる情報連携 ※ 法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策(宛名) 6情報提供ネットワークシステムとの連携 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令等の改正に伴う変更

令和3年9月1日	Ⅲリスク対策(住民税) 6情報提供ネットワークシステムとの連携 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策(住民税) 6情報提供ネットワークシステムとの連携 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.11 ②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.13 ②移転先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.23 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.30 移転先	—	こども家庭課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.30 ①法令上の根拠	—	番号法第9条第1項 別表第一 100の項	事後	法令等の改正に伴う変更

令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.30 ②移転先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律による特定 公的給付の支給を実施するための基礎とする情 報の管理に関する事務であって主務省令で定める もの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 NO.30 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.58 ②提供先における 用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)によ る子どものための教育・保育給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・ 保育給付若しくは子育てのための施設等利用給 付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施 に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.61 提供先	—	社会福祉協議会	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.61 ①法令上の根拠	—	番号法第19条第8号別表第二 30の項	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.61 ②提供先における 用途	—	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又 は低利で資金を融通する事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.62 提供先	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規 定する特定公的給付の支給を実施する行政機関 の長等	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.62 ①法令上の根拠	—	番号法第19条第8号別表第二 121の項	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.62 ②提供先における 用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律による特定 公的給付の支給を実施するための基礎とする情 報の管理に関する事務であって主務省令で定める もの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙2) 特定個人情報の提供 先 NO.1～60 ①法令上の根 拠	番号法第19条第7号別表第二 ～	番号法第19条第8号別表第二 ～	事後	法令等の改正に伴う変更

令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.34 移転先	—	こども家庭課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.34 ①法令上の根拠	—	番号法第9条第1項 別表第一 100の項	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.34 ②移転先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.34 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.11 ②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.13 ②移転先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙3)特定個人情報の移転先等 NO.23 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和6年5月15日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 <住民税課税データ>各所得・控除(※)	—	553. 森林環境税、554. 普徴森林環境税、555. 特徴森林環境税、556. 年金特徴森林環境税、557. 普徴変更前年特森林環境税、558. 減免前森林環境税、559. 森林環境税減免額、560. 森林環境税非課税区分、561. 定額減税対象人数、562. 定額減税額市、563. 定額減税額県、564. 定額減税前所得割市、565. 定額減税前所得割県、566. 年特定額減税前年税額	事後	記載内容の追加

令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務14 移転先	こども家庭課	子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務17 移転先	こども家庭課	子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務18 移転先	こども家庭課	子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務21 移転先	地域保健課 こども未来課	地域保健課 こども家庭課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務22 移転先	人事課 こども家庭課	人事課 子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務30 移転先	—	子育て給付課 生活支援課	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務30 ①法令上の根拠	—	番号法第9条第1項 別表第1 101の項	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務30 ②移転先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務30 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先14の項 移転先	こども家庭課	子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先17の項 移転先	こども家庭課	子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先18の項 移転先	こども家庭課	子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先21の項 移転先	地域保健課 こども未来課	こども家庭課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先22の項 移転先	人事課 こども家庭課	人事課 子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更

令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 32の項 移転先	人事課 こども家庭課	人事課 子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 33の項 移転先	人事課 こども家庭課	人事課 子育て給付課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 34の項 移転先	こども家庭課	子育て給付課 生活支援課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 35の項 移転先	—	生活支援課	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 35の項 ①法令上の根拠	—	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 35の項 ②移転先における用途	—	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の追加
令和6年5月15日	別紙3 特定個人情報の移転先 35の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	記載内容の追加
令和7年5月1日	V評価実施手続①実施日	2024/4/1	2025/4/1	事後	評価再実施
令和7年5月1日	I-4	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・16条	・番号法第9条第1項 別表第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条		

令和7年5月1日	I-5-②	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 1,2,3,4,5,7,11,33,15,20,37,42,48,57,58,59,63,64,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106, 108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,1 67,168,169,170,171,172,173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項		
令和7年12月22日	I-2 システム4 ②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ⑥申請管理機能:電子申告された住民税申告書データのダウンロードを行う。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

令和7年12月22日	I-2 システム6 ①システムの名称	eLTAX審査システム	eLTAXシステム	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	I-2 システム6 ②システムの機能	提出が義務付けられている給与支払報告書又は年金支払報告書を電子データで受信し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。データの連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 ・給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能。 ・特別徴収税額通知データの送信機能。 ・申告データ審査・照会機能。 ・申請、届出データ審査・照会機能。 ・特別徴収税額収納情報受信機能。	提出が義務付けられている給与支払報告書又は年金支払報告書を電子データで受信し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。データの連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 個人住民税申告を受信し、マイナポータル申告管理や、番号連携サーバに連携する。 ・給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能。 ・特別徴収税額通知データの送信機能。 ・申告データ審査・照会機能。 ・申請、届出データ審査・照会機能。 ・特別徴収税額収納情報受信機能。 ・個人住民税申告の受信機能	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	I-2 システム6 ③他のシステムとの接続	[○]その他（申告支援システム）	[○]その他（申告支援システム、マイナポータル申告管理、番号連携サーバ）	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	I-2 システム8 ①システムの名称	—	マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	I-2 システム8 ②システムの機能	—	電子申告された住民税申告データのダウンロードを行う。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[]その他（ ）	[○]その他（eLTAXシステム）	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	Ⅱ-(2) 3-①入手元	[]その他（ ）	[○]その他（マイナポータル申告管理、番号連携サーバ）	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月22日	Ⅱ-(2) 3-②入手方法	[○]その他（ ）	[○]その他（LGWAN回線）	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和8年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税特定個人情報ファイル	—	251. 特親対象区分、252. 特定親族主宛名コード	事後	記載内容の追加

令和8年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 ＜住民税課税データ＞各所得・控 除(※)	—	567. 特定親族人数	事後	記載内容の追加
令和8年4月1日	別紙1 番号法第9条第1項 別 表第1に定める事務8 移転先	学務課	学校教育課	事後	機構改革に伴う変更
令和8年4月1日	別紙3 特定個人情報の移転先 14の項 8 移転先	学務課	学校教育課	事後	機構改革に伴う変更